

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課	
報告書ページ	23	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	1	
指摘事項等の内容	基準外繰出金の削減に取り組むべきこと				
	下水道事業及び農業集落排水事業において、基準外繰出金が繰り出されている。基準外繰出金は、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために求められる以上の一般会計の負担であり、下水道使用者以外の市民の負担を求めるものである。受益者負担の観点から、その削減に取り組む必要がある。 なお、この基準外繰出金を削減するにあたっては、使用料収入の増加や経費の削減分がそのまま基準外繰出金の削減に結びつかない部分があることに留意する必要がある。それは、一般会計からの基準内繰出金の一つである分流式下水道等に要する経費、すなわち「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」については、使用料収入の増加や経費の削減により、当該繰出金が減額される仕組みとなっているためである。つまり、使用料収入の増加や経費削減に伴い、基準内繰出金が減少してしまうという結果を生ずる部分もあるが、一般会計繰出金を削減することにつながるることとなることから、基準外繰出金の削減に向けての取組が必要である。				

その他		その他		その他		その他		その他
一般会計繰入金	基準内	基準内	一般会計繰入金	基準内	一般会計繰入金	基準内	一般会計繰入金(基準内)	一般会計繰入金(基準内)
	分流式経費	分流式経費		基準外		(増収分)	(増収分)	
	基準外	基準外		(増収分)		(増収分)	(増収分)	
使用料収入		使用料収入		使用料収入		使用料収入		使用料収入

講じた措置 の内容等	令和５年度においては、農業集落排水事業が地方公営企業会計に移行したことによる繰入基準の算定方法の変更により、基準外繰入金が増加したものの、基準外繰入金の削減に資する取り組みとして、各年度における事業の財源とする企業債について、借入額が、当該年度の償還額を上回らないように発行抑制を行うことにより、企業債残高の縮減を図り、将来的な元金償還金及び支払利息の削減に努めている。 今後も、水戸市下水道事業経営戦略（第２期）に基づき、企業債の発行抑制の取り組みを継続し、基準外繰入金の縮減に努める。
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課 下水道部下水道総務課						
報告書ページ	52	区分別 の番号	指摘事項	2						
			意見							
指摘事項等 の内容	情報システムの活用について検討すべきこと。									
	大口滞納債権額の推移（10万円以上） （単位：千円）									
		水道料金			下水道使用料		農業集落排水施設使用料			
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
	金額	46,569	55,230	55,271	※	※	※	3,825	2,017	2,208
	調定件数	1,796	1,938	2,115	※	※	※	434	258	269
契約者数	155	162	176	※	※	※	20	11	12	
指摘事項等 の内容	<補足説明>									
	集計基準：10万円以上									
	※：集計不能									
	水道事業・下水道事業は、契約者数が万・十万の単位で存在する事業である。滞納額がどれほどの件数・金額で発生しているのか、増加傾向にあるのか、減少しているのか等、正しい現状把握をするためには、正確なデータ集計の仕組みが不可欠である。									
	大口滞納債権額の推移（10万円以上）の補足説明に記載した通り、下水道事業分については、対象となる債権額・調定件数・契約者数の集計ができなかった。水道事業分については、情報システムの支援機能に、集計表を作成する仕組みが整備されているが、下水道分については集計機能が未整備である。									
	下水道事業分についても、調定件数でいうと千件単位のデータ量となっていることが想定され、人手による集計作業は実質不可能である。情報システムによるデータ集計を支援する仕組みを整備する必要がある。									
講じた措置 の内容等	外部監査人の指摘を踏まえ、関係各課と協議し、適切な債権管理に向けて料金システムのデータ活用方法を検討していく。									
	また、次期契約に向けて、システム仕様に係る精査を行っていく。									

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和４年度	所管課 (措置実施課)		財務部税務事務所 収税課	
報告書ページ	57	区分別 の番号	指摘事項	3	
			意見		
指摘事項等 の内容	債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと ※詳細は別紙のとおり				
講じた措置 の内容等	債権管理マニュアルについては、令和２年の民法改正により改訂を検討していたところであるが、令和５年４月１日から督促手数料を廃止することとなったため、併せて改訂することとしたものである。 改訂に当たっては、債権管理業務の実務指針として中心的な役割を果たすものとなるよう改訂作業を行っているところである。				

(別紙)

【指摘事項 No.3】

債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと

現在、債権管理業務の業務指針として利用している「水戸市債権管理マニュアル 事務取扱詳解（以下「債権管理マニュアル」）」は、平成 29 年 3 月に改訂されたものである。

一方、債権管理業務に影響を与える民法は、短期消滅時効の廃止や時効の概念整理（中止、停止から、完成猶予、更新へ）などを内容とした改正が令和 2 年を施行として行われている。

「債権管理マニュアル」は、債権管理業務の実務指針として中心的な役割を果たすべきものである。

実務上の混乱や属人的な対応を回避し、市としての公平かつ一貫した業務執行を確保するため、速やかに改定作業に着手されたい。特に、以下の点は、速やかに周知徹底すべきである。

- ・ 民法改正事項の反映（特に、時効管理への対応）
- ・ 債権の発生時期による改正前民法と改正後民法の適用の考え方
- ・ 同じ債権でも異なる時効期間となることへの実務対応上の留意点

また、改定に当たっては、実務担当者の現場対応力を向上させる観点からも、実務に役立つ具体的な留意点の記載を積極的に行うことも必要と考える。

<具体例>

「定期的に発生する債権の滞納における、分納誓約書における留意事項」

分納誓約書の提出は、累積した滞納債権全体の債務承認となるので、累積した滞納債権全額について消滅時効が更新される。

ただし、分納誓約書を取得した場合でも、納期別の納付書を利用して納付された場合は、分納誓約書に基づかない納付である取り扱い、全債務の存在を認めた納付として認められない場合があるので、注意が必要。

出典：「自治体債権回収のための裁判手続きマニュアル」より要約・抜粋

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課									
報告書ページ	62	区分別 の番号	指摘事項										
			意見	2									
指摘事項等 の内容	<u>業務委託における滞納債権への対応業務の評価について、「収納率」という評価指標への依存について、再検討すべきこと。</u>												
	業務委託契約では、一定の収納率を下回ることとなれば、業務委託料を減額する契約内容としているが、包括業務委託が開始された平成25年度以降、令和3年度現在において、業務委託料の減額が行われた実績はないとのことである。												
	<table><tr><td>委託 期間</td><td>H25～H27 (3年契約)</td><td>H28～R2 (5年契約)</td><td colspan="2">R3～R8 (5年契約)</td></tr><tr><td>収 納 率</td><td>H25：93.8% H26：94.3% H27：94.8%</td><td>基準収納率： 95.09%</td><td colspan="2">基準収納率： 前年度決算時の収納率 R3：95.80%</td></tr></table>				委託 期間	H25～H27 (3年契約)	H28～R2 (5年契約)	R3～R8 (5年契約)		収 納 率	H25：93.8% H26：94.3% H27：94.8%	基準収納率： 95.09%	基準収納率： 前年度決算時の収納率 R3：95.80%
委託 期間	H25～H27 (3年契約)	H28～R2 (5年契約)	R3～R8 (5年契約)										
収 納 率	H25：93.8% H26：94.3% H27：94.8%	基準収納率： 95.09%	基準収納率： 前年度決算時の収納率 R3：95.80%										
業務委託の減額に至るような収納率低下が生じていないことをもって、滞納債権への対応業務に課題がないという評価となっていなかったか、再点検されたい。													
講じた措置 の内容等	収納率は、水道料金の徴収成果を判断するために有効な指標であるが、外部監査人の意見のとおり、滞納債権への対応業務の評価については、収納率に限らず、多角的な評価方法の採用が必要である。 次期契約に向け、評価方法に係る仕様内容について精査を行っているところである。												

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課	
報告書ページ	62	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	3	
指摘事項等 の内容	<u>滞納債権への対応業務において、協業体制を強化すべきこと。</u>				
	滞納債権への対応業務は、委託先の業務だけで完結できるものではない。局と委託先での役割分担・協業体制に課題がないかという視点でも見直しを行う必要がある。 以下の観点で、滞納債権への取り組みについても見直しを図られたい。 ①委託先との役割分担 ②平成21年度における改善目標の進捗状況再点検 ③管理過程記録の徹底 ①委託先との役割分担 滞納債権への対応業務を業務委託の対象としたことをもって、法的処理の判断を含めすべての業務が、委託先の責任で行われるものではない、ということを再確認すべきである。 判断業務については、委託元の所管課が積極的にかかわり、主体的な立場で、今後の回収をどうするのか判断していくべきである。 委託先は、法的処理を含めた事例の紹介や円滑な回収ノウハウの提供、また、専門的な知見の積極的な提供が期待される。 適切な役割分担のもとで協力体制を構築し、滞納債権へ対処することが必要である。 ②平成21年度における改善目標の進捗状況再点検 平成21年度における業務改善の目標には、滞留債権への取り組み強化が含まれていた。 ・滞納者それぞれの滞納原因について、十分な調査を行うこと。 ・調査の結果把握した、滞納者の支払能力に応じて適切な納入指導を				

	行うこと。 ・特に悪質な滞納者，様々な事情で給水停止が困難な場合には，法的処理により厳重に履行の請求を行うことを検討すること。 コロナ禍の影響もあり，滞納者の滞納原因の把握や支払い能力に応じた適切な納入指導を行うことの重要性はより高まっている状況にある。一方で，支払い能力が十分あるにもかかわらず支払いに応じないような悪質なケースについては，法的処理を含めた厳正な対処を検討すべきである。 平成 21 年に掲げた改善事項に対する現状の進捗状況を再点検し，目標達成に十分なレベルまで到達できたのか，また，到達するために解消しなければならない課題は何か明らかにしたうえで，改善努力を継続することが必要である。 ③管理過程の記録の再徹底 滞納が発生した際に，いつ最初の督促を行ったのか，また誓約書や分納等によって債務承認の効果が得られたのはいつなのか，これらの記録が不明瞭であれば，滞納債権の時効がいつになるのか把握することはできなくなってしまう。 現在，委託先が利用する情報システムの中で，交渉過程を記録しているが，この記録が，時効管理のために必要となる「債権管理マニュアル」が要求する「債権台帳」としての機能を十分に果たすものなのかの確認を行った上，法的処理を検討する際にも，滞納債権の時効がいつなのかを正確に把握しておくことが必要である。
--	---

講じた措置 の内容等	外部監査人の意見にあるとおり、滞納債権への対応業務は、所管課と受託者が連携して取り組むことが重要であると認識している。これまでも、受託者との毎月の連絡調整会議を通じて、双方の意見交換や業務管理を行ってきた。 今回改めて、外部監査人より提示された観点で下記のとおり課題を整理し、体制強化を進めていく。 ①委託先との役割分担について ・滞納債権の回収に係る適切な役割分担を再確認した上で、委託先において今後回収見込みがないと判断した債権について、弁護士法人を活用した回収業務を行うこととし、現在、契約手続を進めている。 ②平成 21 年度における改善目標の進捗状況再点検について ○滞納者それぞれの滞納原因について、十分な調査を行うこと。 ・滞納金額等によっては、書面による催告のみにとどまるケースも多く、調査対象者の絞り込みについて検討中である。 ○調査の結果把握した、滞納者の支払能力に応じて適切な納入指導を行うこと。 ・分割納入の提案や支援窓口への取次ぎ等、支払能力に応じた適切な納入指導が概ね実施できている。 ○特に悪質な滞納者、様々な事情で給水停止が困難な場合には、法的処理により厳重に履行の請求を行うことを検討すること。 ・法的措置を含めた対応について検討中である。 ③管理過程の記録の再徹底 ・相手方との交渉過程については、システムに詳細が記録されているものの、債務の承認日や、消滅時効の成立日を把握するための管理台帳としては、やや不十分な記録簿となっている。このため、滞納債権の正確な把握に必要な情報について精査を進めているところである。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和４年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課	
報告書ページ	67	区分別 の番号	指摘事項	9
			意見	
指摘事項等 の内容	<u>減損会計を適用すべきこと</u> 別紙の通り			
講じた措置 の内容等	指摘のあった事項について、遊休資産について適切に減損会計を適用し、処理していくため、令和６年度において、一部資産を対象にグルーピング等の整理を行い、減損処理を実施する予定である。次年度以降においても、引き続き同様の整理を行っていく。			

別紙

平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、地方公営企業においても減損会計を適用することとなった。減損とは収益性の低下や当初の資産取得目的の使用が困難となった場合は、資産価額を回収可能価額まで減額させる会計処理であり、収益性の低下は稼働率の低下や連続的な赤字の計上、資産の遊休化などをもとに判断する。

水道事業においては、平成26年基準の見直し時に一部資産について有姿除却を行っているものの、その後においては遊休資産があるが減損損失を計上していない。その理由として会計基準見直し時のQ&A資料の次の記載事項を根拠としている。

会計基準の見直しに関する Q&A（総務省 平成 28 年 3 月 28 日） 6－2

【質問】

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、キャッシュ・フローを生み出さないため、原則として、当該遊休資産を独立した固定資産グループとして扱うことになると思われるが、重要性の基準を適用し、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくてもよい。

【総務省回答】

お見込みのとおり。

たしかに、実務上の煩雑さを考慮し、遊休資産について重要性の基準を適用して重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わず、他の資産グループのキャッシュ・フローの状況により減損損失を計上しない処理をすることができる。

しかし、これは実務上の煩雑さを考慮した例外的な処理である。令和3年度において、常澄浄水場、内原浄水場、米沢ポンプ場、飯富ポンプ場、常澄5号取水井、内原2号取水井、内原5号取水井、内原6号取水井の廃止を行っているが、水道部としては重要性がないとしている。重要性の基準による減損会計の例外的な取り扱いは、その遊休資産単独の金額的な評価だけでなく、例外的な処理を行って累積的にも重要性がない場合は問題がない。

令和3年度末の遊休資産にかかる帳簿価額等の状況は次のとおりである。

水道事業

廃止浄水場等に係る機械及び装置の状況

単位:円

機械及び装置	帳簿価額(A)	長期前受金(B)	(A)－(B)
旧芦山浄水場	693,814	27,300	666,514
旧国田水源地	36,072		36,072
旧枝内浄水場※	128,183,162	152,622	128,030,540
旧常澄5号取水場	118,250	30,400	87,850
旧内原浄水場	29,374,436	2,328,291	27,046,145
旧内原第2取水場	1,948,353	10,950	1,937,403
旧内原第6取水場	269,727	4,552	265,175
旧飯富水源地	143,191	64,340	78,851
旧米沢ポンプ場	842,169		842,169
合計	161,609,174	2,618,455	158,990,719

※旧枝内浄水場については一部取水・導水施設として稼働中

機械及び装置に関しては施設の稼働が止まることにより今後の収益獲得への貢献ができなくなることが想定され、回収可能価額としては0円となることが予想される。旧枝内浄水場について一部稼働中の設備が含まれるため厳密な計算ではないが、旧枝内浄水場をすべて除いたとしても遊休の資産（機械及び装置のみ）の帳簿価額から長期前受金の額を差し引いた金額は3,000万円を超える。

また、機械及び装置以外にも土地や建物、構築物などを保有しており、それらについて売却で得られる正味売却価額か使用による収益獲得額による回収可能価額まで減損処理をする必要がある。機械及び装置に限っても少なくとも3,000万円を超える減損損失の計上が見込まれるため、遊休資産について重要性が乏しいことを理由に減損会計の例外的な取り扱いを行うのは合理的ではない。

そのため、遊休資産については適切に減損会計を適用し、収益性の低下を財務諸表へ正しく反映する必要がある。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課	
報告書ページ	78	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	4	
指摘事項等 の内容	包括外部委託契約の参加者を増加させるための方策を検討すべきこと。				
	経理課が行う第一環境株式会社と締結する水道料金等徴収業務委託等は、包括外部委託として平成25年度から開始されており、複数年契約が採用されている。				
	令和3年度現在までに、3回の契約が行われているが、その概要は以下のとおりである。				
	金額単位：千円				
	契約対象期間	H25～H27	H28～R2	R3～R7	
	複数年の年数	3年	5年	5年	
	入札方式	プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式	
	参加の状況	2社	2社	1社	
	契約業者	第一環境（株）	第一環境（株）	第一環境（株）	
	契約額（総額）	768,000	1,190,000	1,465,000	
契約額（1年分※）	256,000	238,000	293,000		
前回からの増減率			マイナス7%	プラス23%	
※契約額を複数年契約の年数で割った金額。					
上記のとおり、公募型のプロポーザル方式としているが、3回目の契約では、参加事業者が1社となっている。また、1年当たり契約額については、1回目から2回目はマイナス7%と減額したが、3回目は23%増額となっている。					
1社応札となり、契約金額が少なからず増額となったことについて、今後の契約にあたり、参加者をどう増やすか、契約金額を削減する方法等について以下の観点から、検討していく必要がある。					
・他の事業者がプロポーザルへの参加を断念するような阻害要因となっている業務仕様がないか、業務仕様の再点検をすべきと考える。					
・委託先に負荷がかかっている業務について、役割分担の見直しで解消できないか。					

	・業務支援システムを、委託期間ごとに開発・保守してもらう仕様となっている。業務支援システムについては、自前で調達しておき、別会社に包括委託契約が切り替わったとしても、データ移行の手間がかからないようにできないか。 ・水道事業の業務支援システムについては、ある程度汎用性のあるシステムと思われることから、独自機能を追加している場合、あらたな事業者にとって開発の手間がかかりすぎることはないか。システムの機能は標準のまま利用できるように、業務側の見直しを行うことはできないか。
講じた措置 の内容等	当該水道料金等徴収業務委託については、現在、次期契約に向けて仕様内容についての精査を行っているところである。 仕様書の作成に当たっては、他事業体におけるシステムの導入事例や委託内容を参考に、入札における競争性の原理が働くプロポーザルとなるよう努める。 また、仕様書作成の過程において、システム開発・保守については、費用対効果を精査した結果、同一発注とする方針となった。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課	
報告書ページ	88	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	7	
指摘事項等 の内容	<u>一般競争入札にかかる予定価格の事前公表取りやめの措置を取るべきこと</u>				
	別紙の通り				
講じた措置 の内容等	水戸市の契約に関しては、市長部局と上下水道局で契約事務を行っている。一般競争入札にかかる予定価格の事前公表に関しては、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第22条の2で規定されているため事前公表としている。御意見を頂いた事前公表の取りやめについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の内容を踏まえ、国、茨城県の動向を注視しながら、市長部局と連携を取り、検討する。				

別紙

水道事業における工事入札について、落札率が高止まりしている。

工種別にみても水道事業の主要な工事といえる「水道」（主に導水管・配水管にかかる工事）「管」（主に鉛製給水管布設替にかかる工事）において落札率高止まりの傾向がみられる。

特に工種「管」についてはそのほとんどを占める鉛製給水管布設替工事において、令和元年度から令和3年度までの3年間で61件の一般競争入札・指名競争入札の結果、平均落札率は98.9%となっているなど、異常ともいえる水準の落札率となっている。

このような落札率高止まりの要因として考えられるのは予定価格の事前公表である。予定価格を事前に公表することのメリット・デメリットとして、総務省は以下のようにまとめている。

<u>メリット</u>	・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。
<u>デメリット</u>	・ 談合が一層容易に行われる可能性があること。 ・ 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。

（出典：総務省 予定価格等の公表のあり方）

たしかに、予定価格を事前に公表することで市職員への不正行為勧誘の防止となるが、それ以上に競争入札制度による最小の経費で最大の効果を挙げるという目的達成の阻害要因となってしまう可能性がある。

もちろん、落札率高止まりの要因は予定価格の事前公表以外の要素である可能性も否定できないが、過去3年分の入札結果から考察すると、水道事業においては予定価格の事前公表を実施することは馴染まないと考えられる。

このことについて、平成23年8月9日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、次のように扱われている。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1)入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

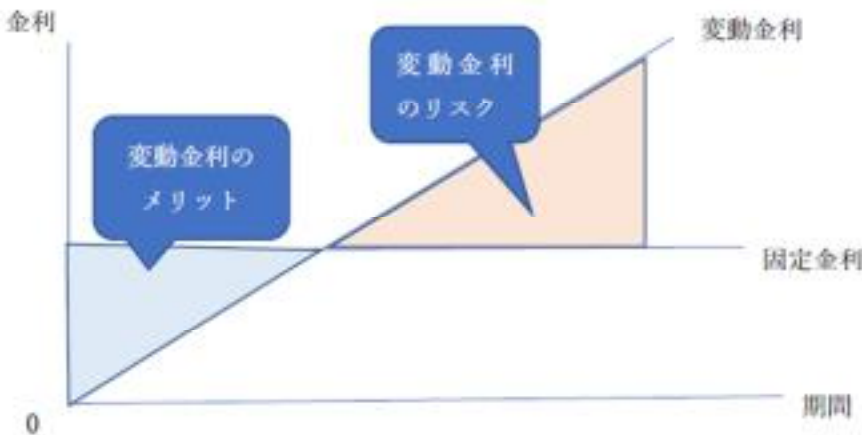
(中略)

…予定価格については、入札前に公表とすると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格や最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

このように、国の指針としても、予定価格の事前公表については、取り止める方向に進めており、人口減少や多額の施設更新費用の確保が求められるなど厳しい経営環境にある中、より適切な契約手続きのため入札制度改善の一方策として水道事業における予定価格の事前公表の取りやめを検討すべきである。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課	
報告書ページ	104	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	8	
指摘事項等 の内容	<u>金利動向に留意していくべきこと</u>				
	支払利息が変動金利で、利率 0.01%で算定されている。 平成 29 年度以降、市全体として地方公共団体金融機構(以下、「機構」という。)からの借入れについては積極的に変動金利を選択して調達されている。 機構との金利の取り決めでは、5 年ごとに金利の見直しがあり、その際の金利は機構が定める金利という条件になっている。 企業債は、建設債であり、建設された設備の原資を料金によって償還されていくものであり、建設後の金利情勢の変動が料金に影響を与えることになる。 固定金利では、返済の元金及び利息が確定するため、キャッシュ・フローのヘッジが行われることになるが、長期に約定することになるため、変動金利よりも利率が高くなる。  しかし、変動金利を選択するメリットは、変動による金利が契約時の固定金利を下回っている部分であるのに対し、デメリットは変動金利の上昇いかんで負担する金利の上限が定まらないということになり、借入期間が長期に及べばその影響も大きくなる。 一般的に、金利上昇時には景気も良化している傾向にあると考えられ				

	るが、水道利用者は市民であり、全ての市民が、景気良化の恩恵を受けることができるものではないことも思慮される。 このようなことから金利上昇が、市民生活や経営に与える影響額が大きくなるというリスクを十分に配慮していく必要がある。 借換えや金利スワップ取引の可能性等のリスクヘッジ手段について、検討をしていく必要がある。
講じた措置 の内容等	固定金利と比較し、変動金利の方が利子負担が有利であることから、平成 29 年度から全庁的に変動金利を採用してきた。昨今の金利上昇局面において、固定金利と変動金利の差が小さくなっている傾向が見られるため、今後の状況を見極めつつ、市民負担が過大とならないよう、適切に企業債を借り入れていく。 借換えについては、国の制度により平成 19～21 年度まで及び平成 25 年度に高金利の企業債に係る補償金免除繰り上げ償還措置が行われ、水道事業として繰り上げ償還できたが、現在は行われていないため、機会を捉え、国に制度導入を要望していく。 また、金利スワップ取引については、固定金利と将来の利率見直しによる将来支払利息増分を精査し、どちらも将来の支払利息の負担が増加しないことを第一とし、金利の動向を見極めながら、リスク分析や制度研究を進める。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部水道総務課	
報告書ページ	105	区分別 の番号	指摘事項 意見	9
指摘事項等 の内容	<u>経営戦略の適宜見直しを実行していくべきこと</u> 経営戦略は、水道事業において PDCA サイクルを確立していく上で、基準となる数値として有用である。 計画数値は、一定の仮定を設けて算出したものであり、例えば上述の金利情勢や有収水量の見込み、設備更新の状況、物品やサービスの価格変動の状況などの平準化算出の前提の変更等の仮定の修正が必要になった際には適宜、必要な修正を施していくことで中長期的な視野での経営に資するものである。 有効に活用し、PDCA サイクルを実行されたい。			
講じた措置 の内容等	現在の水戸市水道事業経営戦略においては、令和2年度から令和16年度を計画期間として、5年ごとの見直しを予定している。国においても、令和7年度までの経営戦略の見直し率100%を求めていることから、令和6年度に水道事業及び下水道事業審議会に諮り、見直しを行っていく。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	デジタルイノベーション課									
報告書ページ	108	区分別 の番号	指摘事項									
			意見	10								
指摘事項等 の内容	情報セキュリティへの対策強化を行っていくべきこと（個別） 浄水場等での遠隔施設に対するリモートアクセスの状況を質問したところ、以下の回答であった。											
	<table><tr><th>浄水場等</th><th>回答</th></tr><tr><td>浄水管理事務所</td><td>・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。</td></tr><tr><td>下水道施設管理事務所</td><td>・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。</td></tr><tr><td>集落排水課</td><td>・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。</td></tr></table>				浄水場等	回答	浄水管理事務所	・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。	下水道施設管理事務所	・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。	集落排水課	・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。
	浄水場等	回答										
	浄水管理事務所	・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。										
	下水道施設管理事務所	・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。										
	集落排水課	・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。										
	浄水管理事務所等から離れた場所にポンプ場等の施設があり、監視や操作を行うケースがあるが、セキュリティ対策を施しているとの回答である。このセキュリティ対策に関する技術的な仕様について、セキュリティ専門部署による確認が行われているか追加質問したところ、確認作業を行う手順とはなっていなかった。											
	情報セキュリティ対策基準では、外部ネットワークに関する技術仕様について、対策が十分なものかどうか調査・確認する手続きが必要とされている。											
	現在の組織体制で、専門的な判断ができるのはデジタルイノベーション課となるため、同課が技術仕様を確認する手続きを確立すべきである。本庁内のネットワークの接続については、同課により技術仕様の確認が行われているとのことであり、水道事業等の外部拠点のように、本庁から離れた拠点で利用するネットワークについても、技術仕様について同課が適切に関与し、確認する手続きを確立されたい。											
	限られた要員で、離れた場所の監視活動も実施しなければならない状況を考えれば、リモートアクセスの技術を利水したいという現場からの要望があることは当然と思われる。											
一方で、便利な技術の利用に伴うリスクについて、的確なリスク対策が講じられる必要があり、専門的な判断が伴う本件のような技術仕様については、専門部署が現場を支援する体制を構築することが不可欠である。												

講じた措置 の内容等	リモートアクセスを含めた遠隔施設におけるセキュリティ対策について、情報セキュリティポリシーに基づく適切な対策が行われるよう、デジタルイノベーション課との協議に基づいて設計を行う必要があることを令和5年7月に水道部に説明を行った。 今後、セキュリティ対策が適切に実施されていることを定期的に確認するとともに、必要に応じて助言を行うこととする。
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課	
報告書ページ	109	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	11	
指摘事項等 の内容	情報セキュリティへの対策強化を行っていくべきこと（全体）				
	水道事業については、重要インフラとして、そのサービスの安定提供をそこなうリスクに対し、的確に対応することが求められている。具体的には、厚生労働省から公表されている「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」を参考として対策を検討することが必要である。				
	現時点では、同ガイドラインに基づいた体系立てた対応の検討には、着手できていない。				
	同ガイドラインを参考に、重要なリスクに対して対策漏れが生じないよう、体系立てた対策を検討する必要がある。				
	ガイドラインの以下の記述を参考に、すでに運用されているセキュリティポリシーについて、重要インフラとして事業継続確保のための対策を強化する、という視点で対策を検討されたい。				
	1.4. ガイドライン活用の判断基準				
	ガイドラインで以降に示される個々の対策の実施内容については、その必要性をそれぞれの情報システム及び情報について検討し、必要と判断される場合に実施する。				
	実施すべき対策については、各水道事業等の規模（給水量、人員、財政状況）や地域水道ビジョン等における水道として目指す目標レベルに応じて、各水道事業者等が実現レベル、実現方法を決定するものとし、ガイドラインに示すとおりに実施することを強制するものではない。特に小規模の水道事業者等においては、その帰属する地方公共団体が運用する情報セキュリティの対策により包括的に対応すること等も含めてセキュリティ確保に努めることにより、水道事業者等による独自でのセキュリティ対策組織等は簡素化できる可能性がある。				
	なお、ガイドラインに記載した事項は各自治体が定めるセキュリティポリシーと対立するものではなく、重要インフラの視点から事業継続の				

	確保のための対策をより積極的に強化することが求められる。水道用水供給事業と受水団体との関係においては、システムの一部共有やデータの連携等を行っている場合、両者の情報セキュリティ対策を尊重し、対応を協議することが求められる。 浄水場の維持管理等の業務委託、情報システムの構築及びメンテナンスの委託等の外部委託においては、受託者に水道事業者等（あるいは地方自治体）の情報セキュリティ対策の遵守を要求する。
講じた措置の内容等	情報システム導入時には、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」と、水戸市で策定している「水戸市情報セキュリティポリシー」に則った対応をするよう、令和6年度予算編成時から部内周知を行っている。また、インシデント発生時に備え、今後、デジタルイノベーション課と連携しながら、個々の情報システムに合わせた「情報セキュリティ実施手順」を定め、情報の重要度に沿った適切な対応ができるようにする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課	
報告書ページ	110	区分別 の番号	指摘事項	10
			意見	
指摘事項等 の内容	<u>土地の賃借料について定期的な金額の見直し手続きを実施すべきこと</u> 水道事業に利用するため、千波配水タンク施設用地について、個人の方から土地を賃借している。賃借期間は昭和52年5月から開始し、以後、現在に至るまで継続的に行っている。 賃借料については、会計規程に特段の定めはないが、市長部局と同様の手続きとして、不動産評価審査会において審議した金額をもって地権者と交渉を行い契約を締結している。 しかし、上記千波配水タンク施設用地については、賃借料が平成24年度以降ずっと同額となっている。担当者に確認したところ、地代改定ごとに年度の掛け率と租税公課額を調査し、現行の価額から大きな変動がないことを確認しているため、金額の変更はせず、水戸市不動産評価審査会の審議事項ともしていないとのことであった。 現状では既存の契約における賃借料の改定について特段の規定はないが、長期的な賃借料について定期的な見直しがされない場合には、実勢価額と乖離した金額となる恐れがある。定期的な見直し方法としても、担当者による調査だけでは十分とは言えず、市長部局と同様に3年毎(固定資産税評価額)の見直しを不動産評価審査会において実施することで、水道事業における賃借料として妥当な金額の算定が可能となる。 そのため、千波配水タンク施設用地など長期的な借地にかかる賃借料については市長部局と同様、不動産評価審査会における定期的な金額の見直しが必要である。			
講じた措置 の内容等	賃借料については、3年ごとに「水戸市上下水道局不動産評価運用等審議委員会」で審議、評価し、その価格で地権者と交渉した上で賃借料を定めることにした。 千波配水タンク施設用地(千波町1508-3、借地面積4,011㎡、契約期間60年)については、令和6年度中に上記の手続きを行う予定である。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課
報告書ページ	140	区分別 の番号	指摘事項	13
			意見	
指摘事項等 の内容	公債権の滞納額への対応について、検討すべきこと。			
	下水道事業の使用料、農業集落排水使用料については、公債権のため、援用手続きが必要なく、時効が経過すれば債権は消滅することになる。 逆に言えば、公債権については、漫然と時効を迎えて債権が消滅してしまう事態を招かないために、滞納発生後の回収努力がより重要である。滞納債権に対する誓約書の入手状況を確認したところ、入手されていないケースが散見された。 以下の観点から、債権発生後の回収業務について再検討を行い、回収に努めていく必要がある。 ・ 使用者間で不公平な債権管理とならないよう、滞納理由の把握と支払能力に応じた適切な納入指導が徹底できているか。 ・ 支払能力があるケースについて、誓約書による分納は徹底されているか。 ・ 誓約書や分納に応じず、債務承認しなければ、時効は更新されず、時効を迎えれば債権は消滅する。仮に、これを繰り返せば一定額以上は、滞納額が増えないため、一見すると大口債権が発生していないよう見えてしまう。このような状況を発生させないよう、債務承認の実施状況の把握や、的確な時効管理により時効の迫った債権への回収業務を強化するといった対応が十分できているか。 また、「4. 水道事業の状況（7）債権管理と不納欠損処理について」に記載した以下の指摘事項・意見についても参照されたい。 【指摘事項 No.2】: 情報システムの活用について検討すべきこと(p52) 【指摘事項 No.3】: 債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと(p57) 【意見 No.2】: 業務委託における滞納債権への対応業務の評価について、「取納率」という評価指標への依存について、再検討すべきこと(p62) 【意見 No.3】: 滞納債権への対応業務において、協業体制を強化すべきこと(p62) 【指摘事項 No4】: システム間のデータの整合性を確認すべきこと(p63)			

講じた措置 の内容等	外部監査人の指摘のとおり、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は公債権であり、滞納発生後の回収努力がより重要であると認識している。外部監査人にお示しいただいた観点を念頭に置きつつ、費用対効果の面も考慮しながら、債権発生後の徴収業務のあり方について検討する。債務承認や納付相談などの手法について、他市町村の事例の調査を行うため、調査対象団体や具体的な調査内容の検討を行い、令和6年度中に調査を実施する予定である。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	下水道総務課 下水道施設管理事務所	
報告書ページ	148	区分別 の番号	指摘事項 意見	14
指摘事項等 の内容	委託範囲の拡大と組織内の人材育成のバランスについて、検討すべきこと 「4. 水道事業の状況(9) 委託契約事務について」に記載した以下の指摘事項・意見についても参照されたい。 【意見 No. 5】：委託範囲の拡大と組織内の人材育成のバランスについて、検討すべきこと			
講じた措置 の内容等	下水道事業に係る業務について広範な知識を持つ人材を育成するとともに、ノウハウの蓄積や技術の継承をはかるため、下水道部内で実施している研修について、従来は新たに配属された職員のみを対象としていたが、令和6年度より対象を拡大し、受講希望の部内職員が受講できるものとした。今後は、研修内容等の強化・拡充について検討し、更なる人材育成に努める。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	下水道部下水道総務課	
報告書ページ	152	区分別 の番号	指摘事項 意見	15
指摘事項等 の内容	一般競争入札にかかる予定価格の事前公表取りやめの措置を取るべきこと 水道事業同様、下水道事業における工事入札についても、特に予定価格1千万円超の契約において落札率が高止まりしている。 また、下水道事業の主要な工事といえる「土木」（主に幹線・枝線にかかる工事）において落札率高止まりの傾向がみられる。 特に幹線工事と枝線工事については、3年間で159件の一般競争入札・指名競争入札の結果、平均落札率は95.9%と高止まりしている。 このような落札率高止まりの要因として考えられるのは水道事業同様、予定価格の事前公表である。 もちろん、落札率高止まりの要因は予定価格の事前公表以外の要素である可能性も否定できないが、過去3年分の入札結果から考察すると、水道事業同様、下水道事業においても予定価格の事前公表を実施することは馴染まないと考えられる。 毎年度一般会計からの基準外の繰入により経営を実施するなど厳しい経営環境にある中、より適切な契約手続きのため入札制度改善の一方策として予定価格の事前公表を取りやめる検討をすべきである。			
講じた措置 の内容等	水戸市の契約に関しては、市長部局と上下水道局で契約事務を行っている。上下水道局の一般競争入札にかかる予定価格の事前公表に関しては、水戸市水道事業及び下水道事業会計規程第142条の2によりその例によるとされる、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第22条の2に規定されているため、事前公表としている。 ご意見にある入札価格の事前公表の取りやめについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月日閣議決定、令和4年5月最終変更)」の内容を踏まえ、国、茨城県の動向を注視しながら、市長部局及び水道部と連携を取り、検討する。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 4 年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課	
報告書ページ	152	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	16	
指摘事項等 の内容	下水道使用料の見直しにあたって、基本的な算定の考え方に沿って検討を行っていくべきこと				
	令和 4 年 4 月 1 日現在の水戸市下水道使用料は、以下のとおりとなっている。				
	種別	基本料金(1 カ月につき)		超過料金(1 カ月当たり排除汚水量 1 立方メートルにつき)	
		排除汚水量	料金	排除汚水量	料金
	一般汚水	8 立方メートルまで	1,170.40 円	8 立法メートルを超え 10 立方メートルまで	57.20 円
				10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	170.50 円
				20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	182.60 円
				30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	200.20 円
				50 立方メートルを超え 200 立方メートルまで	225.50 円
				200 立方メートル を超えるもの	258.50 円
	公衆浴場 汚水	8 立方メートルまで	1,170.40 円	8 立方メートル を超えるもの	50.60 円
※料金には消費税相当額を含む。					
備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。					
2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の規定により茨城県知事の許可を受けた公衆浴場で、物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)の適用を受けたものから排除される汚水をいう。					
市の下水道使用料は、長期的な見通しに基づいて目標を設定し、概ね 3 年に一度、定期的な見直しを行いながら、目標の達成を目指すという方針で改定が行われている。					

目標の設定については、経費回収率を用い、水戸市使用料等審議会に諮問を図り、答申を受けて改定している。

平成 15 年以降の目標設定と使用料の改定の状況は以下のとおりである。

目 標		改 定	
達成年度	経費回収率	改定年度	改定率(%)
平成 27 年度	65%	平成 18 年度	11.7
		平成 21 年度	13.2
平成 31 年度	70%	平成 25 年度	12.7
平成 34 年度	70%	平成 28 年度	10.5

直近の平成 28 年度からの使用料の改定についての平成 27 年に行われた水戸市使用料等審議会への諮問に対して、平成 28 年度の使用料の改定に合わせて、平成 31 年度からの 10.5%の改定を答申しているが、市は改定を行っていない状況である。

【下水道使用料算定の基本的な考え方】

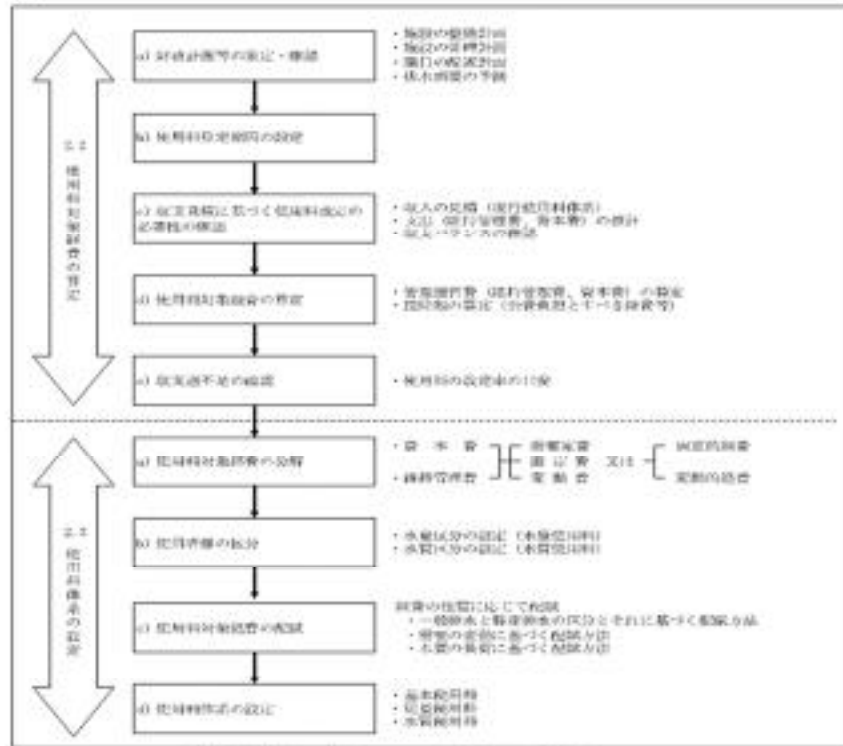
国土交通省においては、法第 20 条第 1 項の規定に基づく使用料の徴収に係る使用料の制定又は改定のための事務の参考として、総務省と協議のうえ「下水道使用料算定の基本的な考え方」（昭和 62.5.18 都下管発第 4 号）を作成し、これに基づく具体的な算定方法として、直近では、平成 29 年 3 月に(公社)日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年版（以下、「基本的考え方」という）」が発刊されている。

この「基本的考え方」では、下水道使用料に関し、今後、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる一方で、資産の適切な維持のための財源確保が必要となること等を踏まえ、平成 27 年 2 月の社会資本整備審議会の答申（「新しい時代の下水道政策のあり方について」）において、「予防保全的管理等に要する財源に関し、使用料算定の考え方の見直しを検討すること、併せて、使用料の適正化に資するベンチマークの検討等を通じて適切な使用料に向けた方策を検討すること」とされたことから、使用料対象経費の算定の中に「資産維持費」を位置づけるとともに、地方公営企業法の改正に伴う会計基準の見直しも反映されている。

「基本的考え方」における使用料算定作業は、(1) 使用料対象経費の算定、(2) 使用料体系の設定に分けられ、作業手順は以下のようになる。

2.1 使用料算定の作業フロー

ここでは、使用料算定の作業フローを示している。いずれの作業も各地方公共団体の実情に応じて、適宜、合理的な範囲で実態に即した検討を行うことが必要である。



(1) 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定に係る作業は、使用料算定の基本となる原価を適正に算定するために必要不可欠なものであり、各地方公共団体に共通の作業。

a) 財政計画等の策定・確認

使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業。下水道事業を実施するにあたって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的な街づくり計画等を勘案し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理。

使用料算定期間における①施設の整備計画、②施設の管理計画、③職員の配置計画及びこれらの計画の前提となる④排水需要の予測がその根拠として必要。

b) 使用料算定期間の設定

財政計画等の計画期間等を踏まえて、下水道使用料算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定。下水道使用料は、日常に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたってその期間を設定

	することは、予測の確実性を失うこととなる。 これらのことから、使用料算定期間は一般的に 3 年から 5 年程度に設定することが適当。 c) 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認 現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積り、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断。なお、適宜に応じて物価水準の変動を考慮することが望ましい。 d) 使用料対象経費の算定 財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費（維持管理費、資本費）を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業。 控除するのは、①公費負担経費、②付帯的事業経費（し尿処理受託事業等）、③関連収入（諸手数料等）、④所要の長期前受金戻入。 なお資産維持費を資本費として使用料対象経費に算入する場合には、不 断の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要。 ※資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの。 e) 収支過不足の確認 現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業。改定率の程度によっては、建設計画や事業財源の見直し、段階的な改定等を検討。 (2) 使用料体系の設定 算定した使用料対象経費をその経費の性質等に応じて適正に各使用者群に配賦した結果に基づき、各使用者群の使用料単価を設定する。使用料が使用者の使用の態様に応じた妥当なものであることを確保するためには、各使用者群それぞれが要する経費である個別原価を適正に求め、これに基づく使用料の設定を行うことが原則である。 a) 使用料対象経費の分解 使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解する作業。
--	---

	○需要家費：使用水量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する経費（検針経費、調停事務経費等） ○固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費(資本費、電力料金の基本料等) ○変動費：主として使用水量の多寡に応じて変動する経費（動力費の大部分、薬品費等） b) 使用者群の区分 排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う作業。3～9程度のグループに区分することが一般的。 c) 使用料対象経費の配賦 ○需要家費：概ね検針回数に応じて各使用者群に均一に配賦。 ○固定費：①一般排水と特定排水の区分に基づき、固定費のうち資本費を各使用者群に調整して配賦。②各使用者群の排水需要の変動に着目して各使用者群に傾斜的に配賦。 ○変動費：全水量に均等に配賦。 d) 使用料体系の設定 使用料対象経費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築。使用料対象経費の配賦にて理論的に導出された結果を、各地方公共団体の排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形作る作業。 今後の使用料改定にあたって、上記の基本的な考え方を踏まえて検討していく必要がある。
講じた措置 の内容等	令和6年度においては、使用料の見直しの必要性について再検証を行い、検証結果について水戸市水道事業及び下水道事業審議会に諮問している。 具体的な使用料の見直しについては、令和7年度以降に実施することとしているので、検討にあたっては、ご指摘に挙げられた「下水道使用料算定の基本的な考え方」を踏まえつつ、水戸市の実情を考慮して行うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																																												
報告書ページ	162	区分別 の番号	指摘事項																																													
			意見	17																																												
指摘事項等 の内容	若宮スポーツ会館の利活用の推進と収支の改善を図るべきこと																																															
	若宮スポーツ会館は水戸市浄化センター建設時の近隣住民への地元還元施設として1987年に建設された運動・集会所施設である。 使用料は水戸市若宮スポーツ会館条例において下記のように定めている。																																															
	水戸市若宮スポーツ会館条例 別表（第7条関係）																																															
	<table><tr><td colspan="2">使用時間</td><td>午前</td><td>午後</td><td>全日</td></tr><tr><td colspan="2">施設区分</td><td>9:00～12:00</td><td>13:00～17:00</td><td>9:00～17:00</td></tr><tr><td colspan="2">体育館</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">集会所</td><td>和室(A)</td><td>800</td><td>1,000</td><td>1,800</td></tr><tr><td>和室(B)</td><td>800</td><td>1,000</td><td>1,800</td></tr></table>					使用時間		午前	午後	全日	施設区分		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	体育館		2,000円	3,000円	5,000円	集会所	和室(A)	800	1,000	1,800	和室(B)	800	1,000	1,800																			
	使用時間		午前	午後	全日																																											
	施設区分		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00																																											
	体育館		2,000円	3,000円	5,000円																																											
	集会所	和室(A)	800	1,000	1,800																																											
		和室(B)	800	1,000	1,800																																											
	備考 体育館の床面積の2分の1を使用する場合は、上表の体育館使用料の2分の1を額とする。																																															
	過去3年間の実績を調査したところ、利用者のほぼ全てが減免対象者であった。そのため、使用料収入が極めて少ない状況であり、毎年損益ベースで約200～300万円の赤字が発生している。																																															
	<table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>収益(円)・・(A)</td><td>34,810</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td>費用(円)・・(B)</td><td>3,030,779</td><td>1,913,316</td><td>2,618,167</td></tr><tr><td>うち減価償却費(円)・・(C)</td><td>252,838</td><td>252,838</td><td>252,838</td></tr><tr><td>損益(円)・・(A)－(B)</td><td>▲2,995,969</td><td>▲1,913,316</td><td>▲2,618,157</td></tr><tr><td>キャッシュフロー(円)・・(A)－(B)＋(C)</td><td>▲2,743,131</td><td>▲1,660,478</td><td>▲2,365,319</td></tr><tr><td>使用者数(人)</td><td>13,736</td><td>9,231</td><td>8,911</td></tr><tr><td>使用件数(件)・・(D)</td><td>922</td><td>668</td><td>658</td></tr><tr><td>減免件数(件)・・(E)</td><td>895</td><td>668</td><td>658</td></tr><tr><td>減免割合・・(E)÷(D)</td><td>97.1%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>減免額(円)</td><td>1,935,200</td><td>1,578,200</td><td>1,444,600</td></tr></table>						R1	R2	R3	収益(円)・・(A)	34,810	0	10	費用(円)・・(B)	3,030,779	1,913,316	2,618,167	うち減価償却費(円)・・(C)	252,838	252,838	252,838	損益(円)・・(A)－(B)	▲2,995,969	▲1,913,316	▲2,618,157	キャッシュフロー(円)・・(A)－(B)＋(C)	▲2,743,131	▲1,660,478	▲2,365,319	使用者数(人)	13,736	9,231	8,911	使用件数(件)・・(D)	922	668	658	減免件数(件)・・(E)	895	668	658	減免割合・・(E)÷(D)	97.1%	100.0%	100.0%	減免額(円)	1,935,200	1,578,200
	R1	R2	R3																																													
収益(円)・・(A)	34,810	0	10																																													
費用(円)・・(B)	3,030,779	1,913,316	2,618,167																																													
うち減価償却費(円)・・(C)	252,838	252,838	252,838																																													
損益(円)・・(A)－(B)	▲2,995,969	▲1,913,316	▲2,618,157																																													
キャッシュフロー(円)・・(A)－(B)＋(C)	▲2,743,131	▲1,660,478	▲2,365,319																																													
使用者数(人)	13,736	9,231	8,911																																													
使用件数(件)・・(D)	922	668	658																																													
減免件数(件)・・(E)	895	668	658																																													
減免割合・・(E)÷(D)	97.1%	100.0%	100.0%																																													
減免額(円)	1,935,200	1,578,200	1,444,600																																													
使用料の減免対象者は、「水戸市若宮スポーツ会館の管理運営に関する要項」で定めており、同要項第5条において、次の4項のいずれかに合致																																																

	する場合は使用料の減免対象となると定めている。 (1) 市が主催する行事で使用する時 全額免除 (2) 会館周辺地区の住民が使用する時 全額免除 (3) 城東学区内の公的団体が使用する時 全額免除 (4) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が必要と認めるとき 使用目的の公共性及び公益性を勘案して減免の額を決定する 若宮スポーツ会館の建設目的が水戸市浄化センター建設地の近隣住民への地元還元であるため、当然のことながら会館運営費について全て使用料収入で賄うべきものではない。 しかし、当初建築費用分を除いた毎年の維持管理費分も全く賄えず、毎年約 200～300 万円ほどの赤字となっている状況を漫然と放置することは問題であり、下水道事業が毎年一般会計からの基準外の繰入を行う苦しい経営にある中、改善すべき事項であるといえる。 建物老朽化に伴い今後建替えをする金額は考慮しないにしても、部分的な改修や維持管理費に一定程度の費用がかかるため、より積極的な利活用の推進と使用料減免対象者・減免割合を見直すなどして、収支改善を実施していく必要がある。
講じた措置 の内容等	若宮スポーツ会館の利活用を推進するための記事を、水戸市上下水道局広報誌「水都だより」に掲載し、会館周辺以外の市民にも広く利用促進を図った。引き続き収支改善を図る取組について、検討を行っていく。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																			
報告書ページ	189	区分別 の番号	指摘事項																				
			意見	24																			
指摘事項等 の内容	指名競争入札について、競争性の確保に努めていくべきこと																						
	水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程において、予定価格が 1,000 万円以上の工事は、一般競争入札によるものとされており、1,000 万円未満の工事あるいは合理的な理由がある場合には指名競争入札が行われることになっている。																						
	第4章 一般競争入札 (対象) 第16条 予定価格が1,000万円以上の工事は、一般競争入札によるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、工事の技術的特性、有資格請負業者数等の合理的な理由があるときは、一般競争入札によらないことができる。 第5章 指名競争入札 (主管課長の指名推薦) 第31条 主管課長は、所管する工事等について指名競争入札に付そうとする場合において、有資格請負業者を推薦するときは、前 3 条の規定による指名選定の基準により請負業者指名(推薦)決定伺い(様式第19号)を入札審査会に提出しなければならない。																						
指摘事項等 の内容	2 前項の規定により指名推薦をする有資格請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。ただし、工事等の技術的特性その他の理由により有資格請負業者が限定される場合は、これによらないことができる。																						
	<table><tr><th>契約予定金額</th><th>有資格請負業者数</th></tr><tr><td>8,000 万円以上</td><td>16</td></tr><tr><td>6,000 万円以上 8,000 万円未満</td><td>15</td></tr><tr><td>4,000 万円以上 6,000 万円未満</td><td>14</td></tr><tr><td>2,000 万円以上 4,000 万円未満</td><td>12</td></tr><tr><td>850 万円以上 2,000 万円未満</td><td>11</td></tr><tr><td>550 万円以上 850 万円未満</td><td>10</td></tr><tr><td>265 万円以上 550 万円未満</td><td>8</td></tr><tr><td>130 万円(委託業務にあっては、50 万円)を超え 265 万円未満</td><td>7</td></tr></table>					契約予定金額	有資格請負業者数	8,000 万円以上	16	6,000 万円以上 8,000 万円未満	15	4,000 万円以上 6,000 万円未満	14	2,000 万円以上 4,000 万円未満	12	850 万円以上 2,000 万円未満	11	550 万円以上 850 万円未満	10	265 万円以上 550 万円未満	8	130 万円(委託業務にあっては、50 万円)を超え 265 万円未満	7
	契約予定金額	有資格請負業者数																					
8,000 万円以上	16																						
6,000 万円以上 8,000 万円未満	15																						
4,000 万円以上 6,000 万円未満	14																						
2,000 万円以上 4,000 万円未満	12																						
850 万円以上 2,000 万円未満	11																						
550 万円以上 850 万円未満	10																						
265 万円以上 550 万円未満	8																						
130 万円(委託業務にあっては、50 万円)を超え 265 万円未満	7																						
指摘事項等 の内容	この規程に基づいて、指名競争入札は実行されているが、指名業者の辞退や連絡なしでの入札に出来ない無効といった事例が散見され、中には、8 社指名しているものの、7 社が辞退あるいは無効で、1 社入札といった事例が見られる。指名にあたり、指名業者の数を増加させるなど、競争																						

	原理を機能させるよう努めていく必要がある
講じた措置 の内容等	外部監査人の御意見のとおり、指名競争入札について、競争性を確保することは重要と考えている。 直近の入札において入札辞退や無効となった指名業者へ、その理由を調査したところ、「入札に付する業務に対する価格が合わない」、「指名した時点において既に多くの業務を受注している」、「適切な人員配置をすることができない」など、指名業者の受注状況や体制に起因するものであった。 よって、指名競争入札に際して、指名予定業者の受注状況等を考慮することで、入札に参加可能と見込まれる業者数を増やし、競争性を確保するよう努める。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	下水道施設管理事務所	
報告書ページ	190	区分別 の番号	指摘事項 意見	25
指摘事項等 の内容	金谷地区処理施設の利活用を検討すべきこと 金谷地区農業集落排水は加倉井地区農業集落排水と接続したため、金谷地区処理施設は稼働停止している。 水戸市農業集落排水事業経営戦略では、平成30年度に施設の撤去を行うとしたが、既存施設の利用の可能性があったため撤去しなかった。 しかし当該利用策は実現せず、その後、撤去費用負担（約1千万円）も考慮し今後の利用計画が固まるまで現状維持の方針となっている。現在は、農村公園としての整備を地元と協議中となっており、令和2年度包括外部監査報告書で言及した状況と変わっていない。 処理場の稼働停止後5年経過するため、引き続き地元住民との積極的・丁寧な対話を行い、課題を先送りすることなく処理場跡地の利活用を検討すべきである。			
講じた措置 の内容等	現在、処理場跡地の利活用方法について、多角的な検討を行うため、地元住民の意見を伺っているところであり、その中で駐車場や多目的広場など多様な意見が出ていることから、活用方針及び管理手法等の調整に時間を要しているところである。引き続き、地元住民や関係部署との調整を行っていく。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																			
報告書ページ	190	区分別 の番号	指摘事項																				
			意見	26																			
指摘事項等 の内容	長期的なスケジュールに基づいて、維持補修等に取り組まれること。																						
	各農業集落排水施設の接続状況及び稼働状況は、次ページのとおりである。																						
	現在、農業集落排水施設の使用料は、以下のとおりと定額制となっているが、令和5年度からは、下水道使用料に準じた従量制の料金体系に移行する。																						
	現行使用料（定額制：1か月あたり）																						
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料 (消費税10%込)</th><th rowspan="2">適用範囲</th></tr><tr><th>基本料金</th><th>人員割料金</th></tr><tr><td>一般用</td><td>2,090円</td><td>470円</td><td>一般家庭</td></tr><tr><td>一般営業用</td><td>3,260円</td><td>470円</td><td>店舗兼住宅など</td></tr><tr><td>業務用</td><td>3,260円</td><td>470円</td><td>事業所、集会施設など</td></tr></table>					区分	使用料 (消費税10%込)		適用範囲	基本料金	人員割料金	一般用	2,090円	470円	一般家庭	一般営業用	3,260円	470円	店舗兼住宅など	業務用	3,260円	470円	事業所、集会施設など
	区分	使用料 (消費税10%込)		適用範囲																			
		基本料金	人員割料金																				
	一般用	2,090円	470円	一般家庭																			
	一般営業用	3,260円	470円	店舗兼住宅など																			
	業務用	3,260円	470円	事業所、集会施設など																			
令和5年4月1日以降（従量制：2か月あたり）																							
<table><tr><th>区 分</th><th>排除汚水量</th><th>料 金</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>16 m³以下</td><td>2,340.8円</td></tr><tr><td rowspan="6">超過料金</td><td>16 m³超 20 m³以下</td><td>57.2円</td></tr><tr><td>20 m³超 40 m³以下</td><td>170.5円</td></tr><tr><td>40 m³超 60 m³以下</td><td>182.6円</td></tr><tr><td>60 m³超 100 m³以下</td><td>200.2円</td></tr><tr><td>100 m³超 400 m³以下</td><td>225.5円</td></tr><tr><td>400 m³超</td><td>258.5円</td></tr></table>					区 分	排除汚水量	料 金	基本料金	16 m ³ 以下	2,340.8円	超過料金	16 m ³ 超 20 m ³ 以下	57.2円	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	170.5円	40 m ³ 超 60 m ³ 以下	182.6円	60 m ³ 超 100 m ³ 以下	200.2円	100 m ³ 超 400 m ³ 以下	225.5円	400 m ³ 超	258.5円
区 分	排除汚水量	料 金																					
基本料金	16 m ³ 以下	2,340.8円																					
超過料金	16 m ³ 超 20 m ³ 以下	57.2円																					
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	170.5円																					
	40 m ³ 超 60 m ³ 以下	182.6円																					
	60 m ³ 超 100 m ³ 以下	200.2円																					
	100 m ³ 超 400 m ³ 以下	225.5円																					
	400 m ³ 超	258.5円																					
なお、料金体系の変更により、使用料が高くなる方については、差額について減額（1年目：75%、2年目：50%、3年目：25%）を行う軽減措置が講じられている。																							
農業集落排水事業の収益の悪い要因には、計画時の人口に対して、現状の使用人口等が少ない等の要因が見られる。今後、これらの殆どの地区																							

	で人口の減少傾向が見られ、また節水も進むことが予想されることから、従量制に移行した後の処理水量の増加に伴う増収の期待はできる状況にはない。 一方で、処理水量の減少は維持管理費の軽減には効果があるが、処理規模が小さく箇所数の多い農業集落排水施設では固定費の割合が高く、固定費が料金収入を超えている状況ではマイナスとなる。 その上、処理施設では、最も古い大足や飯富、上国井、大場森戸等 20 年以上を経過した施設が多く、管路施設も 30 年を超えた区間が出始めており、今後は老朽化対策としての維持管理費増大が見込まれる。 このような中であって、各農業集落排水施設が個々に存続するのではなく、統廃合しながら、固定費を削減していく方策を検討していく必要がある。 農業集落排水施設排水人口調書（令和 4 年 3 月 31 日現在） （別紙 1） このような状況において、市は、農業集落排水事業として包括的なストックマネジメント計画を策定しないが、個々の施設毎の統廃合の方針をまとめる作業を、令和 2 年度に茨城県土地改良事業団連合会に「市単農集委第 5 号広域化・共同化詳細検討業務委託」として委託を行い、令和 3 年 3 月に報告（以下、「市検討報告」という。）を受けている。 この報告書において、今後の農業集落排水施設としての更新・統合・公共下水道接続タイミングのスケジュールイメージ案が提示されている。 （別紙 2，3） ところで、污水处理施設整備は、市町村が、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、都道府県が主体となり、市町村と連携して作成している都道府県構想に基づき、事業を実施している。 茨城県では、「生活排水ベストプラン」（以下、「県プラン」という。）としてその構想を取りまとめており、平成 7 年度に策定され、平成 15 年度に第 1 回改訂、平成 21 年度に第 2 回改訂、平成 28 年度に第 3 回改訂と見直しが進められている。 そして、令和 4 年 12 月においては、令和 5 年 4 月を開始予定として第 4 回改定案が広く示され、県民からのパブリックコメントを募っている。 この第 4 回改定案において、水戸市の農業集落排水施設についての方
--	---

向性として、以下のように提示されている。

表 V-11 広域化・共同化計画メニュー（全ブロック共通、県北・県央ブロック 1/2）

No.	ブロック	広域化・共同化 実施メニュー	広域化・共同化 実施メニュー	連携・協働 実施メニュー	メニューに該当するメニュー（年度）					
					2023 年度 ～ 2024 年度	中期（～15年度）		長期（～20年度）		
						短期（～10年度）	中期（～15年度）	長期（～20年度）	長期（～25年度）	長期（～30年度）
全ブロック（共通）										
1	県央部	県、各市町	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	—	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	教育関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
2		県、各市町	人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	—		人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	人材教育の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
県北・県央ブロック（宮部、郡町久喜）										
3	大井町	—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
4		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
5		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
6		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
7		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
8		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
9		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）
10		—	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）	民間関係の共同化 （民間関係の共同化 計画、民間関係の共同化 計画）

県プランで予定されている農業集落排水施設の統廃合プランと市検討報告でのスケジュールでは、公共下水道に統合していくという方向性は一致しているものの、その実施時期に以下のように相違が生じている。

完了予定計画時期

施設名	県プラン	市詳細報告
平須	令和 10～14 年度	令和 5～8 年度
加倉井	令和 10～14 年度	令和 30～33 年度
大場・森戸	令和 15～19 年度	令和 27～30 年度
上国井	令和 15～19 年度	令和 24～27 年度

平須地区については、市詳細報告では令和 5～8 年度をスケジュールの目安としていたが、県プランでは令和 10～14 年度となっているもののその影響は少ないと考えられる。

その他の地区においては、市のスケジュール目安より、県のスケジュールが早くとられている。

これらの地区においては、市詳細報告では完了予定までの間に、加倉井地区では令和 11～13 年度、大場・森戸地区では令和 8～10 年度、上国井地区では令和 5～7 年度に各々、機能強化計画が予定されており、完了予定時期の相違により、機能強化計画の実行の必要性やその規模が相違してくることも考えられる。

	長期的なスケジュールについて、関係機関と確認しながら、農業集落排水施設の機能を維持しつつ、維持修繕等に係る投資等が最小限に抑えられるよう取り組んでいく必要がある。
講じた措置 の内容等	各農業集落排水施設について健全度調査が完了したことから、今年度は、調査結果に基づき、公共下水道との統合時期を見据えた最適整備構想を策定する予定である。最適整備構想の策定後は、同構想に基づき、各処理施設について、公共下水道に統合されるまでの間、不要な改築等を行わず、施設の機能を維持しつつも、維持修繕等に係る投資等が最小限に抑えられるよう取り組んでいく。